

(別紙)

被告意匠説明書

1. 被告らが製造販売する焼売用容器

被告らは、平成28年1月ころから平成30年2月ころまで、以下の意匠を備えた焼売8個用容器（白）及び焼売8個用容器（木目）を製造販売してきた（被告静岡産業社は販売のみ）。

被告らが製造販売する焼売8個用容器（白）で以下の意匠を備えたものを「被告製品1」といい、焼売8個用容器（木目）を「被告製品2」という。

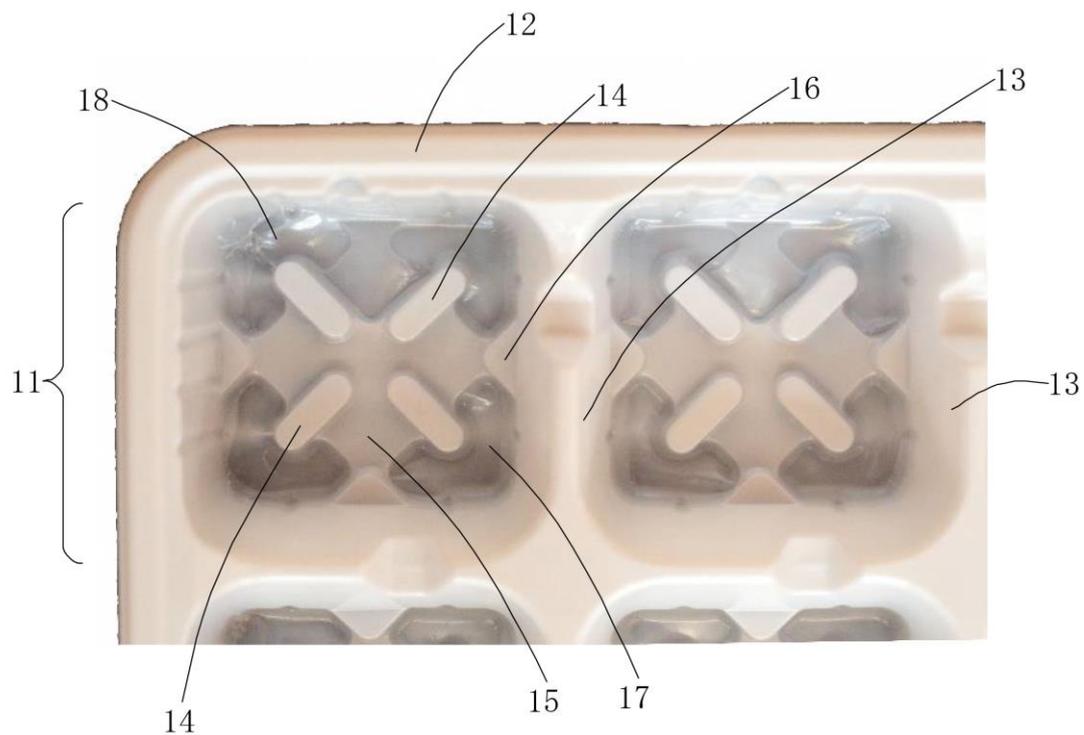
2. 被告製品1

被告製品1に係る食品包装用容器全体の意匠は、下図のとおりである。「深さごとに色彩を替えて着色した平面図」の色彩は、AA'部分の端面図とBB'部分の端面図に付した色彩と対応する。

(1) 平面図



(2) 拡大図



用語の説明

- 1 1 収容部
- 1 2 縁部
- 1 3 側壁
- 1 4 突条
- 1 5 段部
- 1 6 凸部
- 1 7 ポケット部
- 1 8 ポケット部

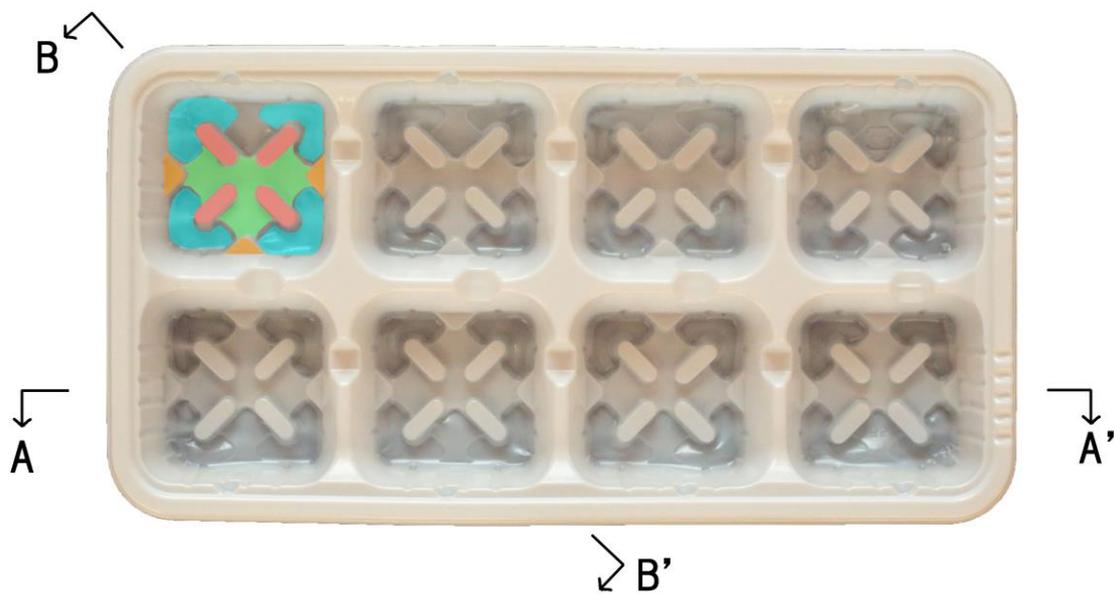
(3) 底面図



(4) 斜視図



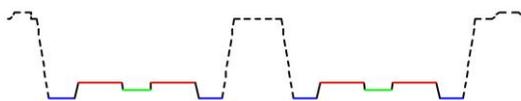
(5) 深さごとに色彩を変えて着色した平面図



(6) AA' 部分の端面図



(7) BB' 部分の端面図



(8) 左側面図



(9) 右側面図



(10) 正面図



(11) 背面図



3. 被告製品2

被告製品2に係る食品包装用容器全体の意匠は、上記の被告製品1に係る食品包装容器の全体が白色であるのに対して、食品包装容器の平面側の面が木目模様である点において異なるのみである。被告製品2の形状は、上記の被告製品1と同一であるので、図は省略する。

以 上